

公告第 3 3 9 号
令和 3 年 3 月 2 2 日

被保険者各位

共同通信社健康保険組合
理事長 小渕 敏郎

◎ 令和 3 年度任意継続被保険者の保険料について

共同通信社健康保険組合の被保険者は、退職後（継続雇用契約の終了含む）も任意継続被保険者として当健康保険組合に 2 年間残ることができます。

保険料（標準報酬月額が 5 6 万円の場合）は下記のとおりです。なお、健康保険料率は 1 0 0 0 分の 7 7、介護保険料率は 1 0 0 0 分の 1 7 です。

記

健康保険料（月額）	4 3, 1 2 0 円
介護保険料（月額）	9, 5 2 0 円
合計	5 2, 6 4 0 円

（注）

退職（継続雇用契約の終了含む）前の標準報酬月額が 5 6 万円より高い場合、当健康保険組合の規約に基づく算定により、任意継続被保険者としての標準報酬月額を 5 6 万円として保険料を計算します。これに伴い健康保険料は 4 3, 1 2 0 円、介護保険料は 9, 5 2 0 円となります。

また、退職（継続雇用契約の終了含む）前の標準報酬月額が 5 6 万円よりも低い場合は、退職前の標準報酬月額を基に保険料を計算します。

以 上